

沖医発第1360号F
令和4年2月21日

地区医師会介護保険担当理事 殿

沖縄県医師会
理事 涌波淳子
(介護保険担当理事)



令和3年度地域支援事業交付金要綱の改正点について

新型コロナウイルス感染症対応につきましては、ご尽力を賜り感謝申し上げます。

さて、日本医師会から、標記の通知が発出されましたので、ご連絡申し上げます。

本通知は、厚生労働省老健局より令和3年度の地域支援事業の実施にあたり、地域支援事業交付金要綱の一部が改正された旨の通知となっております。

主な改正点として、基準額の計算式について令和3年度の計算式に改正することや、提出様式の必要事項の整理等については、業務効率化に向けたRPA事業の活用結果を踏まえ、提出様式への反映を行うこと、総合事業の上限制度の運用等の見直し等が示されております。

つきましては、貴会におかれましても、本件についてご了知の上、関係施設への周知方につきご高配を賜りますようお願い申し上げます。

記

- 令和3年度地域支援事業交付金要綱の改正点について

(令和4年2月10日(介153))

※日本医師会文書は文書管理システムへ掲載致します。

沖縄県医師会事務局業務2課：平良、宮城

TEL:098-888-0087

FAX:098-888-0089

g2@okinawa.med.or.jp



(介 1 5 3)
令和 4 年 2 月 10 日

都道府県医師会
介護保険担当理事 殿

日本医師会常任理事
江 澤 和 彦
(公 印 省 略)

令和 3 年度地域支援事業交付金交付要綱の改正点について

時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、地域支援事業につきましては、厚生労働省において実施要綱等が示されており、本会からも「令和3年度地域支援事業実施要綱の改正点について（R3.9.27（介98））」にてお知らせしているところです。

今般、今年度の地域支援事業の実施にあたり、地域支援事業交付金交付要綱の一部が改正されましたので情報提供申し上げます。

主な改正点として、基準額の計算式について令和3年度の計算式に改正することや、提出様式の必要事項の整理等については、業務効率化に向けたRPA事業の活用結果を踏まえ、提出様式への反映を行うこと、総合事業の上限制度の運用等の見直し等が記されております。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知いただきますとともに、郡市区医師会及び会員の先生方への周知方よろしくご高配のほどお願い申し上げます。

記

【添付資料】

- 介護保険最新情報 vol.1033
令和 3 年度地域支援事業交付金交付要綱の改正点について
(令 4.2.7 事務連絡 厚生労働省老健局認知症施策・地域介護推進課)
- 地域支援事業交付金の交付について
(令 4.2.7 厚生労働省発老 0207 第 3 号 厚生労働省事務次官通知)

各都道府県介護保険担当課（室）

各市町村介護保険担当課（室）

各介護保険関係団体

御 中

← 厚生労働省 認知症施策・地域介護推進課

介 護 保 険 最 新 情 報

今回の内容

令和3年度地域支援事業交付金交付要綱の

改正点について

計2枚（本紙を除く）

Vol.1033

令和4年2月7日

厚生労働省老健局

認知症施策・地域介護推進課

【 貴関係諸団体に速やかに送信いただきますよう
よろしくお願いいたします。 】

連絡先 TEL：03-5253-1111(内線 3982、3986)
FAX：03-3503-7894

事 務 連 絡
令和 4 年 2 月 7 日

各都道府県介護保険主管課（部） 御中

厚生労働省老健局認知症施策・地域介護推進課
地域包括ケア推進係

令和 3 年度地域支援事業交付金交付要綱等の改正点について

日頃より、介護保険行政に御尽力いただき、厚く御礼申し上げます。

令和 3 年度の地域支援事業の実施に当たり、今般、下記通知の一部が改正されたところで
す。

つきましては、改正点について、別紙のとおりまとめましたので、参考としていただくと
ともに、貴管内市町村への周知等、特段のご配慮をお願いいたします。

記

「地域支援事業交付金の交付について」（平成 20 年 5 月 23 日付け厚生労働省発老第
0523003 号厚生労働事務次官通知）

厚生労働省ウェブサイト掲載先：

<https://www.mhlw.go.jp/content/12300000/000635028.pdf>

厚生労働省老健局
認知症施策・地域介護推進課
地域包括ケア推進係
TEL：03-5253-1111（内線 3982、3986）
FAX：03-3503-7894

令和3年度地域支援事業交付金交付要綱の主な改正点

「地域支援事業交付金の交付について」(平成20年5月23日厚生労働省発老第0523003号厚生労働事務次官通知)

(1) 基準額の計算式

令和2年度の上限額の計算式について、令和3年度における高齢者の伸び率を乗じる等、令和3年度の計算式に改正する。

(2) 地域包括支援センターの運営費に関する特例的な取扱い(猶予期間)の終了

地域包括支援センターの運営費は、総支出から予防のプラン作成に係る収入分を差し引いた額が交付される取扱いとしているが、平成28年度の会計検査院意見表示では、包括的支援事業(総合相談業務等)と予防プランの作成業務を兼務する職員について、重複した形で交付されている実態があった。

このため、平成29年度から本取扱いを明確化することとした一方、安定的な事業の実施に配慮し、令和2年度までは猶予期間を置いていたところ、これを終了する。

(3) 交付額の算定方法の変更

社会福祉法第106条の4に基づく重層的支援体制整備事業を実施する市町村への交付金の交付について、従来の算定方法により得た額から、重層的支援体制整備事業に要する費用相当額を控除した額を選定する。

(4) 提出様式の必要事項の整理等

重層的支援体制整備事業の創設に伴う改正をはじめ、業務効率化に向けたRPA事業(※)の活用結果を踏まえ、提出様式への反映(効率的に集計可能なフォーマットに修正)を行う。

(※) RPA: Robotic Process Automation

(5) 総合事業の上限制度の運用等の見直し

総合事業における事業費の上限額超過について、ガイドラインで示している判断事由を「例示」とする取扱いをやめ、ガイドラインで示している判断事由のみ個別協議を認めることとする。また、やむを得ない事情と考えられる新たな協議理由を追加する。